

糸島市補助金設計書

所管課 子ども課

補助金名称	保育補助者雇上強化事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 福岡県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策①_安心して生み育てられる環境の充実

1 補助の目的

私立保育所等において、保育補助者（保育士の補助を行う者。短時間勤務で保育資格不要。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 成果指標

指標① 補助金交付件数

目標値① 15 (単位) 件/年度

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

私立保育所等において新たに保育補助者を雇い上げる事業

【補助対象者】

市内の私立保育所等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 8 分の 1

【補助限度額】 283000又は566000 円

【積算根拠ほか】

補助率及び補助限度額は、市負担分である。

補助限度額は、定員121人未満の施設1か所当たり年額283,000円、定員121人以上の施設1か所当たり年額566,000円。

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱等で定める負担割合：国3/4、都道府県1/8、市町村1/8

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 4 年度 まで